

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)
事業所説明会資料

平成28年12月3日

泉佐野市 泉南市 阪南市
熊取町 田尻町 岬町

この資料は現時点での案であり、今後変更になることがありますのでご注意ください。

①対象者

要支援者

【支給限度額】 要支援1： 5,003 単位 要支援2： 10,473 単位

平成29年4月1日時点の要支援者

認定更新までは予防訪問介護及び予防通所介護の予防給付を利用し、認定更新の決定以降は新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスを利用します。

※認定更新後は予防訪問介護及び予防通所介護を利用できません。

平成29年4月1日以降に新規で要介護認定申請を行い、要支援者と認定された方

新総合事業としての、訪問型サービス及び通所型サービスを利用します。

※予防訪問介護及び予防通所介護は利用できません。

事業対象者

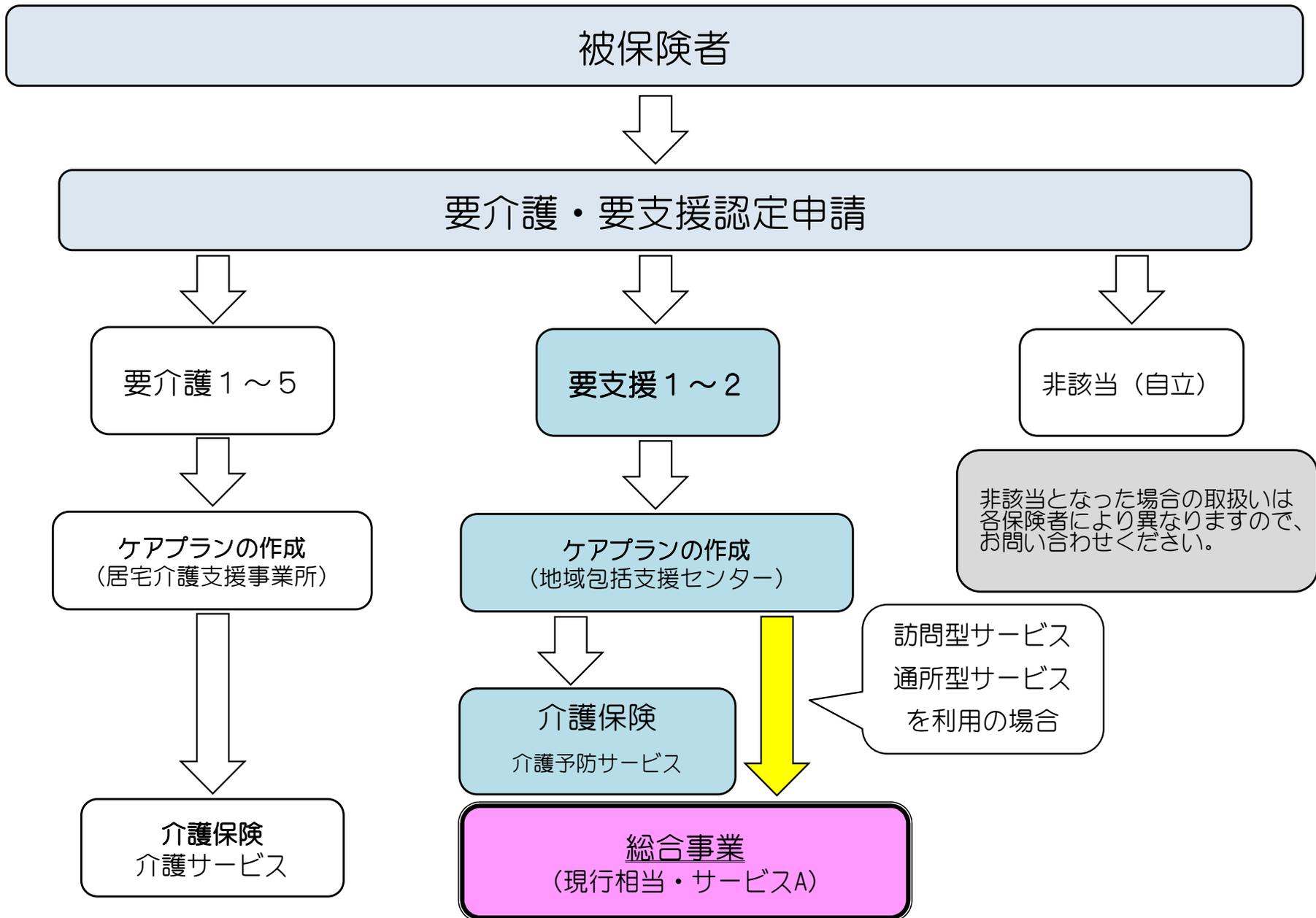
【支給限度額】 事業対象者： 5,003 単位

平成29年4月1日以降に、基本チェックリストの実施により、事業対象者に該当された方

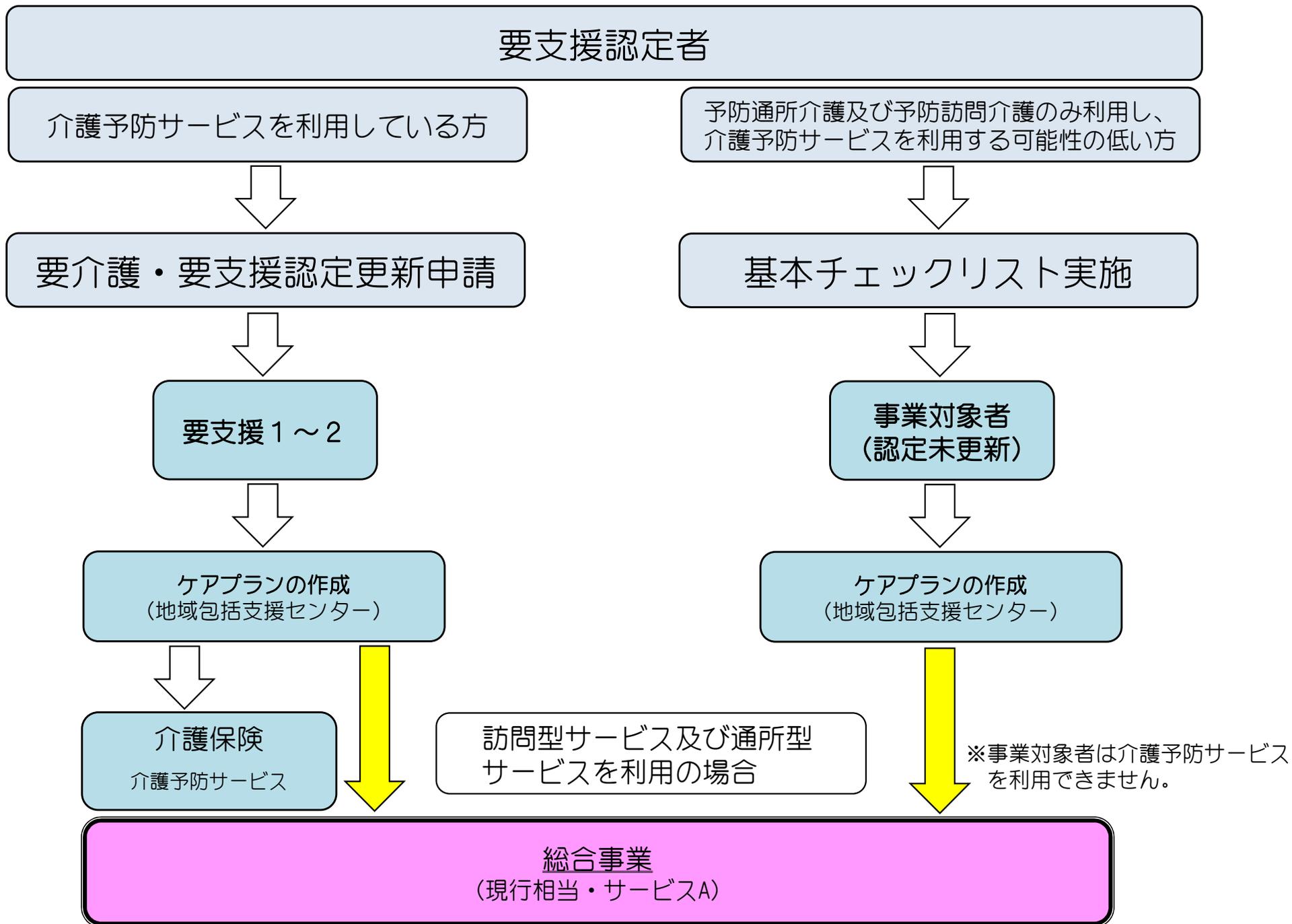
(注) 基本チェックリストにより総合事業を利用できる方は、第1号被保険者（65歳以上）です。
第2号被保険者（40歳以上64歳未満）が総合事業を利用するには、要支援認定を受ける必要があります。

②利用の流れ

(1) 新規利用者のとき



(2) 要支援者の認定更新のとき



(3) 基本チェックリスト

- ①基本チェックリストは、原則として地域包括支援センターが実施します。
- ②要介護、要支援の認定者は、居宅介護支援事業所による基本チェックリストの実施を可能とします。

※基本チェックリストによる事業対象者には、その有効期限を設けませんが、ケアマネジメントの際に、その都度基本チェックリストを行うので、その際に事業対象者であるかを再度確認します。

(二)		(三)		
要介護状態区分等	①事業対象者	給付制限	内容	
認定年月日(注)	②平成〇〇年〇月〇日		開始年月日	
認定の有効期間	～		終了年月日	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	～	開始年月日	
	1月当たり	～	終了年月日	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業所及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	開始年月日	
	種類支給限度基準額		終了年月日	
	見本			③〇〇地域包括支援センター
				届出年月日
				届出年月日
				届出年月日
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等	種類	
			入所等年月	
		名称	退所等年月	
		種類	入所等年月	
		名称	退所等年月	

介護保険証には

- ①事業対象者である旨
- ②基本チェックリスト実施日
- ③地域包括支援センター名が記載されます。

(注) 事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

③訪問型サービス

		(1) 訪問介護相当サービス (現行相当)	(2) 訪問型サービスA (緩和した基準) ※各市町で検討中
サービス内容		身体介護・生活援助	<u>生活援助</u> ※指定介護予防訪問介護の対象となるサービスから身体介護を除いたもの
対象者		要支援1・2、事業対象者	
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	<u>専従1以上</u> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能
	訪問介護員等 又は 従事者	【訪問介護員等】 常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	【従事者】 <u>必要数</u> 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・ <u>市・町長が定める研修受講者</u>
	サービス提供責任者 又は 訪問事業責任者	【サービス提供責任者】 常勤訪問介護員のうち利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	【訪問事業責任者】 利用者の数に <u>必要</u> と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・ <u>市・町長が定める研修受講者</u>
設備		<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さを有する専用区画 必要な設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さを有する専用区画 必要な設備、備品
運営		<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 同居家族に対するサービスの提供禁止 重要事項の概要、運営規程等の説明、同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の健康状態の管理等（衛生管理等） 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止・変更の届出と便宜の提供 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 同居家族に対するサービスの提供禁止 重要事項の概要、運営規程等の説明、同意 提供拒否の禁止 従業者の健康状態の管理等（衛生管理等） 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止・変更の届出と便宜の提供 <p style="text-align: right;">など</p>
サービス提供者		本サービスの指定事業者	本サービスの指定事業者
報酬		国基準の1回単価と同じ額	<u>現行相当の約80%の額</u>
利用者負担		介護予防給付と同じ（所得に応じ、1割または2割）	
限度額管理		有り	
請求・支払		国民健康保険団体連合会にて審査・支払	

(1) 訪問介護相当サービス（現行相当）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では月当たりの包括単価でしたが、基本的には訪問介護と同様に利用1回ごとの単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額と同額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行した方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 61（予防訪問介護） ⇒ A2（訪問型独自） 】

サービスコード A 2 抜粋

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	A 2 2 4 1 1	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月の中で4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	A 2 1 1 1 1	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 1, 168単位
訪問型独自サービスⅤ	A 2 2 5 1 1	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月の中で8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	A 2 1 2 1 1	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合など月9回以上)	1月 2, 335単位
訪問型独自サービスⅥ	A 2 2 6 2 1	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月の中で12回まで)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	A 2 1 3 2 1	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合など月13回以上)	1月 3, 704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は現行と同一のものを設定しています。

(2) 訪問型サービスA (緩和した基準)

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、「市・町長が定める研修修了者」によるサービス提供が可能なことです。
- 報酬の算定については、訪問介護相当サービスと同様に1回単価で行います。
- 報酬については訪問介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- 訪問介護事業所が併設して行う場合には、介護給付・現行相当の利用者を併せて基準を満たす必要があります。
- 国保連に請求するサービスコードはA3です。
- 負担割合によって使用するコードが変わります。

サービスコードA3 抜粋

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型サービスA 1回数	<u>A3 1001 (1割)</u> <u>A3 1021 (2割)</u>	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月の中で4回まで)	1回 212単位
訪問型サービスA 1月包括	<u>A3 1003 (1割)</u> <u>A3 1023 (2割)</u>	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など 月5回以上)	1月 934単位
訪問型サービスA 2回数	<u>A3 1005 (1割)</u> <u>A3 1025 (2割)</u>	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月の中で8回まで)	1回 216単位
訪問型サービスA 2月包括	<u>A3 1007 (1割)</u> <u>A3 1027 (2割)</u>	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週を提供する場合など 月9回以上)	1月 1,868単位
訪問型サービスA 3回数	<u>A3 1009 (1割)</u> <u>A3 1029 (2割)</u>	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月の中で12回まで)	1回 228単位
訪問型サービスA 3月包括	<u>A3 1011 (1割)</u> <u>A3 1031 (2割)</u>	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週を提供する場合など 月13回以上)	1月 2,963単位

※加算は設けませんが、同一建物減算は設けます。

④通所型サービス

	通所介護相当サービス (現行相当)	通所型サービスA (緩和した基準) ※各市町で検討中	
サービス内容	機能訓練、レクリエーション、送迎等	体操、レクリエーション、送迎等	
対象者	要支援1・2、事業対象者		
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	常勤・専従1以上 <u>(介護福祉士・初任者研修等修了者、市・町長が定める研修受講者)</u> ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能
	介護職員 又は 従事者	【資格要件】・なし 従事者：利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に専従0.2以上	【資格要件】・なし 従事者：利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に専従0.2以上
	生活相談員	専従 1以上	—
	看護職員	専従 1以上	—
	機能訓練員	1以上	—
設備	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項の概要、運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止・変更の届出と便宜のなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項の概要、運営規程等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止・変更の届出と便宜のなど 	
サービス提供者	本サービスの指定事業者	本サービスの指定事業者	
報酬	国基準の1回単価と同じ	<u>現行相当の約8.0%</u>	
利用者負担	介護予防給付と同じ（所得に応じ、1割または2割）		
限度額管理	有り		
請求・支払	国保連にて審査・支払		

(1) 通所介護相当サービス（現行相当）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 要支援2の方の週1回程度利用のサービスを新たに追加しています。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には通所介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65（予防通所介護） ⇒ A6（通所型独自） 】

サービスコードA6 抜粋

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型独自サービス1回数	A6 1113	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月の中で4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	A6 1111	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合など月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス31回数	A6 1313	要支援2	週1回程度 (1月の中で4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス22	A6 1121	要支援2	週1回程度 (月5週提供した場合など月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	A6 1123	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月の中で8回まで)	1回 389単位
通所型独自サービス2	A6 1121	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合など月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は現行と同一のものを設定しています。

(2) 通所型サービスA (緩和した基準)

- 現行の介護予防通所介護との違いは、生活相談員・看護職員・機能訓練員が不要なことです。
- 通所介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当と別に従事者を配置する必要があります。
- 報酬の算定については、通所介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- サービスの中に送迎は含みますが、入浴や機能訓練等は含みません。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65 (予防通所介護) ⇒ A7 (通所型独自/定率) 】
- 負担割合によって使用するコードが変わります。

サービスコードA7 抜粋

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	時間 (1日)	算定単位
通所型サービスA 1回数	<u>A7 1001 (1割)</u> <u>A7 1021 (2割)</u>	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度 (1月の中で4回まで)	3時間以上	1回 302単位
通所型サービスA 1月包括	<u>A7 1002 (1割)</u> <u>A7 1022 (2割)</u>	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度 (月5週提供した場合 など月5回以上)	3時間以上	1月 1, 317単位
通所型サービスA 2回数	<u>A7 1003 (1割)</u> <u>A7 1023 (2割)</u>	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月の中で8回まで)	3時間以上	1回 311単位
通所型サービスA 2月包括	<u>A7 1004 (1割)</u> <u>A7 1024 (2割)</u>	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合 など月9回以上)	3時間以上	1月 2, 701単位

※加算は設けませんが、定員超過減算と同一建物減算は設けます。

⑤事業所指定（訪問型サービス・通所型サービス）

（１）平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

- 平成27年4月1日に総合事業における「現行相当サービス」の指定を受けたものとみなされます。（以下「みなし指定」という。）
- みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までです。
- 現行相当サービス提供には「事業費算定届出」の提出をしていただく予定です。
- ※「みなし指定」は条件を満たす事業所に対し、全国の市町村が平成27年4月1日にそれぞれ指定行為を行ったものとみなしますが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効力しかありません。

※「緩和した基準によるサービス」を提供するためには、「みなし指定」を受けているかどうかに関わらず、新たに「緩和した基準によるサービス」の指定が必要になります。

（２）平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新たに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

- 平成27年4月1日以降に指定された事業者については、「みなし指定」の対象になりません。
- 従って、訪問型サービス・通所型サービス（「現行相当サービス」及び「緩和した基準によるサービス」）の指定を平成29年4月1日から新たに受ける必要があります。

（３）平成29年4月1日からの訪問型サービス・通所型サービスの指定

- 訪問介護・通所介護の指定を受ける事業者などからの申請により、それぞれ訪問型サービス・通所型サービス（「現行相当サービス」及び「緩和した基準によるサービス」）の指定を新たに受けることができるよう手続きを行います。

総合事業に係る事業所指定は、
事業所所在地市町村の被保険者及び事業所所在地市町村に住民票のある住所地
特例者のみに効力を有します。

総合事業の指定権者は事業所所在市町村であるため、総合事業に係る事業所指定は事業所所在地市町村の被保険者及び事業所所在地市町村に住民票のある住所地特例者のみに適用されます。

事業所所在地市町村以外の利用者にも総合事業のサービスを提供している場合、事業所所在地市町村への届出だけでは足りず、該当市町村へも届出が必要です。

事業所が、事業所所在地市町村以外の利用者（住所地特例者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があり、変更届や、指定更新申請もそれぞれの市町村に届け出る必要があります。

総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問（通所）型サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなり、それぞれの指定に対して変更届や、指定更新申請を届け出る必要があります。

また、国保連への請求に使用するサービスコードについても、利用者の保険者が設定しているサービスコードにて請求を行うことになります。

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業所指定
A 市（事業所所在地）	A市による総合事業の訪問（通所）型サービス事業所の指定
B 市	B市によるA市に所在する総合事業の訪問（通所）型サービス事業所の指定

総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

○総合事業によるサービス提供にあたっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事業となりますので、総合事業には適用されません。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変化が生じることにご留意ください。
事業所における総合事業移行に係る準備事項となりますので、遺漏のないようご対応をお願いします。

（総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例）

▽利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていればよいので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約の読み替え規定を盛り込む方法など。

地域包括支援センターから介護予防支援に係る委託を受けている場合

○地域包括支援センターから介護予防支援に係る再委託を受けている場合で、介護予防ケアマネジメントを提供する場合にも、訪問（通所）型サービスと同様に、契約書に読み替え規定を盛り込むなどの対応が必要です。

介護予防支援	介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プランの作成 ※介護予防訪問（通所）介護は総合事業に移行するので介護予防給付には含まれない。
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のみの予防プラン作成

その他【定款等】

○「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は地域支援事業に移行することにより、該当する事業所においては事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合があります。記載例としては「介護保険法に基づく第1号事業」等です。
※定款等変更については、所管官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談下さい。

⑥ケアマネジメントの類型

		介護予防支援	ケアマネジメントA 原則的な介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントC 初回のみ介護予防ケアマネジメント
内容		利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う。	同左	サービス開始の初回のみ、利用者が目標に向けたサービス利用ができるようにケアマネジメントを行う
流れ		⇒アセスメント（課題分析） ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプランの確定・交付 ⇒サービスの利用開始 ⇒モニタリング評価	同左	⇒アセスメント（課題分析） ⇒ケアプラン結果案作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒利用するサービス提供者への説明・送付 ⇒サービス利用開始
利用サービス		予防給付	訪問型サービス 通所型サービス (現行相当・緩和)	第1号生活支援事業等
対象者		要支援者	要支援者 事業対象者	要支援者 事業対象者
報酬	開始月 (内訳)	730単位 (430単位(1月単位)) (300単位(初回加算))	同左	430単位
	2月目以降	430単位(1月単位)	同左	なし
請求支払		国保連経由で審査・支払	同左	同左
サービスコード		46	4ケタの数字 (大阪国保連独自コード)	4ケタの数字 (大阪国保連独自コード)
委託		可	可	不可